

福祉新聞 2009 年 6 月 22 日 (月)

<特養介護職のたん吸引容認へ>

モデル事業経て来年度にも

厚生省 医行為の解釈、通知改正か

厚生労働省は 10 日、特別養護老人ホームの介護職員が入所者のたんの吸引、経管栄養を行うことについて、2010 年度にも条件付きで容認する考えを明らかにした。介護職員による吸引などは無免許者による医行為に当たるとして禁じられているが、同日の「第 2 回特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関する検討会」(座長 = 樋口範雄・東京大大学院教授)は 2009 年中のモデル事業実施を了承。日本医師会の委員が「吸引や経管栄養を医行為から外するのが一番分かりやすい」と主張したことを受け、厚生省が医行為でないものを明記した過去の通知を改正する可能性も出てきた。

厚生省が「たたき台」として提示したモデル事業の内容は「吸引」、「経管栄養」の 2 点。

介護職員による「吸引」は肉眼で確認できる唾液やたんの除去に限り、看護師と情報共有・連絡相談などの連携を図った上で物品の準備、吸引、看護職員への結果報告、片付け、記録の手順で行う。

胃や腸にチューブで流動食を注入する「経管栄養」では、介護職員は注入そのものではないこととした。注入中の観察、注入後の頭部の状態維持、看護職員への結果報告、片付け、記録を行うだけだ。

厚生省は「吸引」、「経管栄養」のいずれも一定の研修を経て 2009 年中に 100 施設程度でモデル事業を行う方針。その結果を踏まえてガイドラインを作成し、2010 年度にも条件付きで認める考えだ。検討会の委員は大筋でこれを了承したが、大きな論点が二つあった。

一つは「吸引」の範囲から「鼻腔」、「咽頭より奥または気管切開」を外した点だ。厚生省が特養ホーム 3370 施設から回答を得て 2009 年 2 月の第 1 回会合で報告した調査によると、吸引の必要な人は全入所者の 5%に当たる 1 万 558 人。そのうち「鼻腔」まで必要なのは 5470 人、「咽頭より奥または気管切開」は 3280 人だった。

これについて委員からは「鼻腔の吸引は在宅療養では(ヘルパーに)認められている。モデル事業で口腔内のみとすると反対解釈が成立し、『鼻腔は禁止なのか』といった混乱が生じる。それが現場にとって良いのか疑問だ」(島崎謙治・政策研究大学院教授)との指摘があった。

一方、「鼻腔は別問題。今回はあくまでも口腔内に限定してほしい」(齋藤訓子・日本看護協会常任理事)との異論を受け、厚生省は「まずはより安全なところからやりたい」と回答。「たたき台」の通り、口腔内に限定する意向を固めた。

もう一つの論点は法的な整理の問題だ。2月の第 1 回会合で樋口座長は「法律論ではなく、現実問題として利用者の安心・安全を第一に、どんな医行為をどういう条件で認めていくかを議論すべき」と指摘。介護職員による吸引などが違法だという前提に立ち、例外と

して認める場合の条件を探すという路線で話が進むものと見られていた。

しかし、同日の会合で三上裕司・日本医師会常任理事は「吸引と経管栄養を医行為から外するのが一番分かりやすい。違法なままモデル事業をやるというなし崩しが問題だ。法解釈を変えて、安心してモデル事業をやれるようにするのがこの検討会の役割だ」と強く主張した。

特に問題視したのは、吸引、経管栄養を条件付きながら介護職員に認める場が、介護を生業としている特養ホームだという点で、「吸引を養護学校や家庭で行うこととは全く意味が違う」とけん制した。

医師法は「医師、歯科医師、看護師等の免許を有さない者による医業」を禁止し、2005年7月の厚労省医政局長通知は医業を「医行為を反復継続する意思をもって行うこと」と規定。何が医行為かは明示していないが、「医行為でないもの」を列挙している。

吸引などを医行為という位置付けのまま特養ホームの介護職員に認めると、それが他の医行為にも及び、医療職との職務のすみ分けがあいまいになると懸念した三上委員は、2005年7月の医政局長通知で列挙した「医行為でないもの」に吸引、経管栄養を含めるよう提案した。

これに驚いたのは法律学者だ。樋口座長は「ありがたいご意見だが、特養ホーム以外にも影響することなので、この検討会の権限を越える」とコメント。木村光江・首都大学東京法科大学院専攻長も「医行為から外すと、誰がやってもいいことになってしまう。それはやや乱暴ではないか」と首をひねり、この件は厚労省の宿題となった。

現場職調査では「吸引は不安」も

また、同日の会合では、現場の介護職員が吸引などの実施に必ずしも賛成ではない実態が紹介された。

日本介護福祉士会が特養ホームでの勤務経験がある介護職員1102人から回答を得た調査によると、8割が「吸引は不安」と回答。不安の解消方法（複数回答）としては「吸引を行わないようにすべき」（44%）が最多で、「公的な講習会を受講し、一定の認証の所持を義務付ける」は27%、「介護職員が行えるよう特例を設ける」は26%だった。

全国老人福祉施設協議会も特養ホーム500施設のスタッフから回答を得た調査結果を報告。口腔内の吸引を介護職員の職務範囲とすることに賛成と回答した介護職員は78%、看護職員は91%で、介護職員より看護職員の方が肯定的なことが分かった。